

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、仕組みなどを紹介します。



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6,610円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態などで、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民課町民生活グループで手続きをしてください。申請書は、窓口に備え付けてあります。

令和3年度分（令和3年7月分から令和4年6月分まで）の

免除などの受け付けは7月1日から開始しています。また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、住民課町民生活グループまたは年金事務所へご相談ください。

国民年金の加入方法

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。

基本的に日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。

加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更の手続きが必要となりますので、お早目に手続きをお願いします。

第1号被保険者

20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の方などです。加入手続きは、ご自身で住民課町民生活グループで行います。

第2号被保険者

会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方です。加入手続きは、勤務先が行います。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されていて、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者の方です。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

年金相談・お手続きの際はぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、予約相談を行っています。

お待たせ時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約の方法は、全国共通の予約専用受け付け電話またはお近くの年金事務所へ電話・来訪時にお申込みください。

- ◆ 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けています。
- ◆ お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

令和3年度の国民年金保険料
月額16,610円

納付は口座振替が便利です。
また、前納すると割引がありお得です。

相談・問い合わせ

住民課 町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内） ☎26-7871

日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135

予約専用受付電話 ☎0570-05-4890